

今泉公園整備・管理運営事業

事業実施協定書（案）

令和 8 年 3 月 27 日

福岡市

※本事業実施協定書（案）は、本事業における役割等を記載したものであり、事業予定者が提出した提案書類の内容及び本市と事業予定者との協議により、必要な範囲で記載内容を修正する。

— 目 次 —

第1章 総則	1
第1条（目的）	1
第2条（用語の定義）	1
第3条（法令等の遵守）	3
第4条（書類の適用関係）	3
第5条（事業日程） ※事業日程は、事業者提案に基づくスケジュールを踏まえ調整	4
第6条（資金調達及び事業実施に関する費用負担）	4
第7条（構成企業の業務）	4
第8条（再委託）	4
第9条（許認可及び届出等）	5
第10条（事業全体計画書の取扱い）	5
第11条（認定公募設置等計画の変更）	6
第12条（各種調査等）	6
第13条（整備に伴う周辺の安全及び環境対策）	6
第14条（関係事業者との連携）	6
第2章 公募対象公園施設設置及び管理運営業務	6
第15条（設計業務）	6
第16条（工事責任者の配置）	7
第17条（設置工事）	7
第18条（甲による説明要求及び工事現場立会い）	8
第19条（中間確認）	8
第20条の1（乙による竣工検査）	8
第20条の2（甲による完成確認）	8
第21条（設置工事の一時中止）	9
第22条（設置工事の一時中止による費用等の負担）	9
第23条（設置工事中における第三者の使用）	9
第24条（設置工事中に第三者に与えた損害）	9
第25条（公募対象公園施設の管理運営）	10
第26条（公園施設設置等使用料等）	11
第27条（許可の更新）	11
第28条（許可の取り消し）	12

第29条（変更許可申請）	12
第30条（許可の廃止）	12
第31条（行為の制限）	12
第32条（運営における第三者使用）	13
第33条（財産権）	13
第34条（改善命令）	13
第3章 特定公園施設整備・譲渡業務	14
第35条（設計業務）	14
第36条（工事責任者の配置）	14
第37条（整備工事）	14
第38条（甲による説明要求及び工事現場立会い）	15
第39条（中間確認）	15
第40条（乙による竣工検査）	15
第41条（甲による完成検査）	15
第42条（完成検査確認通知書の交付）	16
第43条（整備工事の一時中止）	16
第44条（整備工事の一時中止による費用等の負担）	16
第45条（整備工事中における第三者の使用）	16
第46条（整備工事中に第三者に与えた損害）	17
第47条（特定公園施設の譲渡）	17
第48条（譲渡遅延による費用負担）	17
第49条（契約不適合責任）	18
第50条（任意特定公園施設の設置管理許可）	18
第51条（公園施設設置等使用料）	18
第52条（許可の更新）	18
第53条（許可の取り消し）	19
第54条（変更許可申請）	19
第55条（許可の廃止）	19
第56条（財産権）	19
第4章 利便増進施設設置及び管理運営業務	19
第57条（工事責任者の配置）	19
第58条（設置工事）	20
第59条（甲による説明要求及び工事現場立会い）	20
第60条（中間確認）	20
第61条の1（乙による竣工検査）	21
第61条の2（甲による完成確認）	21

第62条（設置工事の一時中止）	21
第63条（設置工事の一時中止による費用等の負担）	21
第64条（設置工事中に第三者に与えた損害）	22
第65条（占用許可使用料等）	22
第5章 その他公園施設整備業務	22
第66条（設計業務）	22
第67条（整備工事）	23
第6章 管理運営業務	23
第68条（公園施設の管理運営業務）	23
第7章 保証金等	23
第69条（保証金等）	23
第8章 事業実施にあたっての負担区分等	24
第70条（リスク分担）	24
第71条（保険）	24
第72条（損害賠償）	24
第73条（第三者に与えた損害）	24
第9章 事業報告及び評価、事業内容の変更、中止等	24
第74条（事業報告及び評価）	24
第75条（本業務の内容変更、一時中止等）	25
第76条（暴力団員等による不当要求を受けた場合の報告等）	25
第10章 事業期間及び事業実施協定の解除等	26
第77条（事業期間）	26
第78条（認定公募設置等計画の有効期間）	26
第79条（甲による事業実施協定の解除）	26
第80条（違約金）	27
第81条（乙による事業実施協定の解除）	27
第82条（合意による事業実施協定の解除）	27
第83条（事業実施協定の解除等の公表）	28
第84条（認定公募設置等計画の認定取り消し）	28
第85条（公募対象公園施設の解除に伴う措置）	28
第86条（特定公園施設の解除に伴う措置）	28
第87条（その他公園施設の解除に伴う措置）	29
第11章 原状回復の義務	29
第88条（原状回復の義務）	29
第12章 表明保証	30

第89条（乙による表明保証）	30
第13章 法令変更	31
第90条（法令変更の通知）	31
第91条（協議及び追加費用の負担）	31
第92条（法令変更による事業実施協定の解除）	31
第14章 不可抗力	32
第93条（不可抗力の通知）	32
第94条（協議及び追加費用の負担）	32
第95条（不可抗力への対応）	32
第96条（不可抗力による事業実施協定の解除）	32
第15章 補則	33
第97条（公租公課）	33
第98条（通知義務）	33
第99条（秘密保持）	33
第100条（著作権の帰属）	34
第101条（成果物の利用等）	34
第102条（著作権の譲渡禁止）	35
第103条（著作権の侵害防止）	35
第104条（知的財産権）	35
第105条（特許権等の使用）	35
第106条（協定上の地位の譲渡）	36
第107条（遅延利息）	36
第108条（準拠法及び裁判管轄）	36
第109条（協議）	36
第110条（その他）	36

別紙1：リスク分担表

別紙2：保険

今泉公園整備・管理運営事業 事業実施協定書（案）

本事業及び本業務の実施に関して、福岡市（以下「甲」という。）と【●●●〔優先交渉権者として選定された[事業者連合体]の代表企業、公募対象公園施設設置及び管理運営業務を実施する企業、特定公園施設整備・譲渡業務を実施する企業、利便増進施設設置及び管理運営業務を実施する企業及び管理運営業務を実施する企業の名称を記載（提案に応じて契約当事者は調整）〕】（以下、これらの各企業を総称して又は個別に「乙」という。）は、以下の通り、事業実施協定（以下「本事業実施協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 本事業実施協定は、都市公園法（昭和31年法律第79号。その後の改正を含む。以下同じ。）及び福岡市公園条例（昭和33年条例第18号。その後の改正を含む。以下同じ。以下「公園条例」という。）並びに関係法令の定めるところに従い、公募要綱等、提案書類及び事業全体計画書に基づき、甲及び乙が相互に協力し、本事業を確実に円滑に推進するために必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本事業実施協定において使用する用語の定義は次の通りとする。

- （1）「本事業」とは、今泉公園整備・管理運営事業のことをいい、公募要綱等に定める Park-PFI 事業、その他公園施設整備事業、管理運営事業を総称して又は個別にいう。
- （2）「本業務」とは、本事業における公募対象公園施設設置及び管理運営業務、特定公園施設整備・譲渡業務、利便増進施設設置及び管理運営業務、その他公園施設整備業務、管理運営業務を総称して又は個別にいう。
- （3）「公募要綱等」とは、甲が本事業に関して公表した令和8年3月27日付の公募要綱及びその付属資料（公表後の修正を含む。）、並びに公募要綱等に関する質問回答書をいう。
- （4）「公募要綱等に関する質問回答書」とは、公募要綱等に関する質問に対して甲がそのホームページにおいて公表した甲の回答をいう。
- （5）「提案書類」とは、公募要綱等に基づき、乙が提出した提案書類及び提案書類の説明又は補足として乙が本事業実施協定日までに甲に提出したその他一切の文書（但し、提案書類のうち、甲と乙の協議により変更された内容を含む。）をいう。
- （6）「事業全体計画書」とは、事業基本協定書第5条第3項に基づき、甲の承諾を得た令和●年●月●日付事業全体計画書（その後の変更を含む。）をいう。

- (7)「公募設置等計画」とは、都市公園法第5条の3の規定に基づき、甲に提出する計画をいう。本事業においては、公募要綱第3章に基づき、乙が甲に提案する計画を指す。
- (8)「認定公募設置等計画」とは、都市公園法第5条の5の規定に基づき、甲が認定した公募設置等計画をいう。
- (9)「要求水準書」とは、甲が本事業に関して公表した令和8年3月27日付の要求水準書（公表後の修正を含む。）をいう。
- (10)「公募対象公園施設」とは、都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」をいう。
- (11)「特定公園施設」とは、都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」をいう。本事業においては、必須特定公園施設と任意特定公園施設をいう。
- (12)「利便増進施設」とは、都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」をいう。
- (13)「その他公園施設」とは、本事業において整備を行う公園施設のうち、公募対象公園施設及び特定公園施設、利便増進施設以外の公園施設をいう。
- (14)「優先交渉権者」とは、提案審査を経て、最も優れた提案を提出した者として甲が選定した者をいう。
- (15)「代表企業」とは、●●をいう。
- (16)「構成企業」とは、[事業者連合体]を構成する代表企業以外の【構成企業名】、【構成企業名】及び【構成企業名】をいう。
- (17)「その他公園施設実施設計業務委託契約」とは、本事業実施協定締結日以降、甲と●●【担当企業名を記載】が締結する、その他公園施設の整備にかかる実施設計業務委託契約をいう。
- (18)「その他公園施設工事請負契約」とは、本事業実施協定締結日以降、甲と●●【担当企業名を記載】が締結する、その他公園施設の整備にかかる工事請負契約をいう。
- (19)「事業基本協定書」とは、甲と代表企業及び構成企業が締結した令和●年●月●日付の今泉公園整備・管理運営に係る事業基本協定書をいう。
- (20)「特定公園施設整備・譲渡契約」とは、甲と乙のうち特定公園施設を整備・譲渡する乙との間で締結される契約をいう。
- (21)「設置管理許可」とは、乙が都市公園法第5条に基づき取得する設置許可及び管理許可を総称して又は個別にいう。
- (22)「公園施設設置等使用料」とは、設置管理許可に関連して、公園条例第14条第2項に基づき徴収される使用料をいう。
- (23)「占用許可」とは、都市公園法第6条第1項に基づき乙が必要に応じて取得する占用許可をいう。
- (24)「占用料」とは、占用許可に関連して、公園条例第18条に基づき徴収される占用料

をいう。

(25)「公募対象公園施設管理運営計画書」とは、本事業実施協定第 25 条第 2 項に定める公募対象公園施設の管理運営に関する計画書をいう。

(26)「会計年度」とは、毎年 4 月 1 日に開始し、翌年 3 月末日に終了する福岡市の会計年度をいう。

(27)「管理協定」とは、乙のうち管理運営業務を実施する者が、甲との間で締結する今泉公園の管理運営業務に関する協定書をいう。

(28)「不可抗力」とは、本事業実施協定の義務の履行に直接かつ不利に影響を与えるものであって、以下に例示する事象を含む予見可能な範囲外のものであり、甲及び乙のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。ただし、法令変更等は不可抗力に含まれない。

ア 異常気象（暴風、落雷、豪雨、豪雪、強風、台風、異常熱波又は異常寒波であって、これらが事業対象地又はその周辺において通常又は定期的に発生するものより過酷なものであり、かつ、本事業に重大かつ不可避の損害を生じさせるものをいう。）

イ 自然災害（洪水、高潮、地滑り、落盤、地震、火災、津波又はその他不可避な自然災害であって、本事業に重大かつ不可避の損害を生じさせるものをいう。）

ウ 人為的な現象（火災、暴動、騒擾、騒乱、内戦、テロ行為、戦争行為又はその他不可避な人為的な現象であって、本事業に重大かつ不可避の損害を生じさせるものをいう。）

エ 疫病（法的に隔離が強制される場合を含む。）

（法令等の遵守）

第 3 条 甲及び乙は、本事業実施協定上の義務の履行にあたっては、本事業実施協定の各規定、公募要綱等、提案書類及び事業全体計画書並びに日本国の法令（関連する法令、条例等、以下同じ。）を遵守し、善良な管理者の注意義務をもって信義に従い誠実に遂行及び履行をしなければならない。

（書類の適用関係）

第 4 条 本事業実施協定、事業全体計画書、公募要綱、公募要綱等に関する質問回答書、要求水準書及び提案書類において齟齬又は矛盾がある場合には、本事業実施協定、事業全体計画書、公募要綱等に関する質問回答書、公募要綱、要求水準書及び提案書類の順で優先的な効力を有する。但し、提案書類の内容が公募要綱及び公募要綱等に関する質問回答書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて提案書類が公募要綱等に優先する。

2 公募要綱等の各書類間で疑義が生じた事項については、必要に応じて甲と乙の間で協議して定める。

(事業日程) ※事業日程は、事業者提案に基づくスケジュールを踏まえ調整

第5条 本事業は、次の日程に従って実施されるものとする。

- (1) 公募対象公園施設の供用開始予定日：令和●年●月●日
- (2) 特定公園施設譲渡予定日：令和●年●月●日
- (3) 特定公園施設供用開始予定日：令和●年●月●日
- (4) 利便増進施設の供用開始予定日：令和●年●月●日
- (5) その他公園施設整備完成予定日：令和●年●月●日
- (6) 管理運営開始予定日：令和●年●月●日

(資金調達及び事業実施に関する費用負担)

第6条 本事業の実施に関し乙が必要とする資金調達はすべて乙の責任において行い、本事業実施協定において甲が負担する義務を負うと規定されている費用又は別紙1 リスク分担表、各業務において締結する契約書類等に特段の規定がある場合を除き、すべて乙が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本事業の実施自体に基づく近隣住民等の反対運動、訴訟、要望、苦情等（以下、「反対運動等」という。）への対応に関する費用は甲の負担とし、それ以外の事由に基づく反対運動等に関する費用は乙の負担とする。

(構成企業の業務)

第7条 代表企業又は構成企業の事情に起因して本業務に債務不履行が生じた場合については、その原因及び結果の如何を問わず、乙の責めに帰すべき事由によるものとみなす。

- 2 本事業において、乙又は構成企業が実施する業務は以下のとおりとする。

※事業者の実施体制を踏まえて修正

- (1) 公募対象公園施設設置及び管理運営業務：【乙又は担当する構成企業名を記載】
- (2) 特定公園施設整備・譲渡業務：【乙又は担当する構成企業名を記載】
- (3) 利便増進施設設置及び管理運営業務：【乙又は担当する構成企業名を記載】
- (4) その他公園施設整備業務（設計）：【乙又は担当する構成企業名を記載】
- (5) その他公園施設整備業務（工事）：【乙又は担当する構成企業名を記載】
- (6) 管理運営業務：【乙又は担当する構成企業名を記載】

(再委託)

第8条 前条に基づき代表企業又は構成企業が実施する本業務に関し、代表企業又は構成企業は、各業務において締結する契約書類等又は本事業実施協定に定めるほか、第三者に当該業務の全部又は重要な一部を委託せしめ、又は下請けせしめてはならない。但し、本事業のためにSPCを設立し、SPCから乙としての業務を受託する場合又は甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

- 2 本業務に関し、代表企業又は構成企業は第三者に当該業務の重要でない一部を委託せしめ、又は下請けせしめる場合、事前に甲の承諾を得なければならない。但し、第 23 条又は第 45 条に基づき、乙又は構成企業が事前に書面により甲に届け出た場合はこの限りでない。
- 3 前項の規定に関し、本業務の重要でない一部を第三者に委託せしめ又は下請けせしめる場合、乙の責任において当該委託・下請先に本事業実施協定の規定を遵守させなければならない。

(許認可及び届出等)

第 9 条 本事業実施協定上の義務を履行するために必要な一切の許認可及び届出（以下「許認可等」という。）は、本事業実施協定で別段の定めがある場合を除き、乙がその責任及び費用負担において取得、維持又は提出し、又は構成企業をしてその責任及び費用負担において取得、維持又は提出させなければならない。但し、法令、本事業実施協定又はその他の合意により甲が取得・維持すべきとされる許認可及び提出すべきとされる届出はこの限りでない。

- 2 乙は、前項の許認可等の取得及び提出に際しては、甲に事前説明及び事後報告を行い、又は構成企業をして事前説明及び事後報告を行わせる。
- 3 甲は、乙からの要請がある場合は、乙による許認可等の取得維持及び提出に必要な資料の提供その他について協力する。
- 4 乙は、甲からの要請がある場合は、甲による許認可等の取得維持及び提出に必要な資料の提供その他について協力し、又は構成企業をして協力させる。
- 5 乙は、乙が取得すべき許認可等の取得又は提出の遅延により甲に増加費用又は損害が生じた場合、当該増加費用又は当該損害を負担し、又は構成企業をして協力させる。但し、法令変更により遅延した場合は第 13 章の規定に、不可抗力により遅延した場合は第 14 章の規定にそれぞれ従い、甲の責めに帰すべき場合は、甲が当該増加費用又は当該損害を負担する。

(事業全体計画書の取扱い)

第 10 条 乙は、甲の承諾を得た事業全体計画書に基づき、自らの責任により本事業を確実に履行し、又は構成企業をして履行させる。

- 2 乙は、本業務の実施にあたり、事業全体計画書を変更せざるを得ない場合は、甲との協議の上、甲に変更の申請を行うことができる。甲は、事業全体計画書の変更内容が公募要綱等及び提案内容を逸脱するものではなく、また、都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与するものであると見込まれる場合又はやむを得ない事由がある場合に限り、承諾する。
- 3 前項の規定にかかわらず、事業全体計画書に公募要綱等の要件を満たしていない部分

(以下「未充足部分」という。)が存在することが判明した場合、乙は、公募要綱等の要件を満たすために必要な設計変更その他の措置を講じるとともに、甲の事前の承諾を得て、事業全体計画書を訂正しなければならない。なお、乙は、本事業実施協定が締結されたこと又は前項の甲の承諾をもって未充足部分の不存在が確認されたものではないことを確認する。

- 4 乙は、前2項に基づき事業全体計画書を変更又は訂正したときは速やかに、甲に対し、変更又は訂正後の事業全体計画書を提出しなければならない。
- 5 甲は、乙が事業全体計画書に基づき、本事業を確実に履行していることを確認するため、乙に対して履行状況の報告を求めることができる。

(認定公募設置等計画の変更)

- 第11条 乙は、本業務の実施にあたり、認定公募設置等計画を変更せざるを得ない場合は、甲と協議の上、都市公園法第5条の6に基づき、甲に変更の申請を行い、甲の認定を受けなければならない。
- 2 甲は、前項の変更の認定の申請があったときは、公募要綱等の内容に合致していると認める場合その他の都市公園法第5条の6の要件を満たす場合には、その認定をしなければならない。

(各種調査等)

- 第12条 乙は、地質調査、測量、環境対策等が必要となる場合は、甲と協議の上、自らの責任と費用負担において各種調査を実施しなければならない。
- 2 乙は、前項の調査を実施しようとするときは、事前に調査計画を作成し、甲に提出しなければならない。
 - 3 乙は、第1項の調査が終了したときは、調査報告を作成し、甲と協議の上、甲が定める時期までに、甲に提出しなければならない。

(整備に伴う周辺の安全及び環境対策)

- 第13条 乙は、本業務の実施にあたり、自らの責任と費用負担において、騒音・振動・光害・衛生対策・感染症対策等の対策及び周辺の環境整備を行わなければならない。

(関係事業者との連携)

- 第14条 乙は、本事業の円滑な推進を目的として、今泉公園内及び周辺施設の関係事業者等との調整を実施するものとする。

第2章 公募対象公園施設設置及び管理運営業務

(設計業務)

第 15 条 乙は、本事業実施協定締結日以降、速やかに公募対象公園施設の設置にかかる実施設計業務に着手し、自らの責任と費用負担において令和●年●月●日までに当該業務を完了しなければならない。

2 乙は、公募要綱等、提案書類及び事業全体計画書に基づき、関係法令を遵守し、前項に定める業務を行わなければならない。また、業務完了後、設計図書を甲に提出の上、確認を受けなければならない。なお、甲の確認を得たものを公募対象公園施設設計図書という。

3 乙は、甲へ第 1 項に定める設計業務の進捗状況や内容について随時報告し、必要な協議を行わなければならない。

4 乙は、第 1 項に定める設計業務の内容を変更する場合、変更後の内容を記載した書類を甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。なお、乙は、設計上の誤り及び乙の都合による設計変更等から発生する増加費用等の一切の責任を負担する。

(工事責任者の配置)

第 16 条 乙は、公募対象公園施設の設置工事の着手前に、工事責任者（建設業法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者又は同条第 2 項に規定する監理技術者の資格を有する者をいう。）を配置し、甲に報告しなければならない。工事責任者は、公募対象公園施設の設置工事にあたり、全ての工事現場の運営・監理を行い、乙は、工事責任者をして、甲に対して、工事現場にかかる必要な報告を行わせるほか、工事現場にかかる甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行させなければならない。

(設置工事)

第 17 条 乙は、公募対象公園施設の設置工事着手日の 2 週間前までに、都市公園法第 6 条に基づく公募対象公園施設の設置工事に係る占用許可の申請書を公園条例第 16 条に定める事項を記載のうえ、当該工事の着手日、当該工事の完了日及び公募対象公園施設の供用開始日を定めた工事工程表を添え、甲に提出し、甲の許可を得なければならない。

2 甲は、前項に基づき提出された公募対象公園施設の設置工事に係る占用許可の申請書を審査し、その内容が公募要綱等、提案書類及び事業全体計画書の内容に合致している場合、これを許可する。なお、公園条例第 18 条に定める占用料は、公園条例第 21 条に基づき全額免除とする。

3 乙は、乙の責めに帰すべき事由により、工事工程の変更を必要とする場合は、事前に理由を付して、書面により甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。

4 公募対象公園施設の設置工事及び必要な調査や法令に基づき必要な手続は、乙自らの責任と費用負担において実施する。

5 甲において公募対象公園施設の設置業務の水準が公募要綱等、提案書類又は事業全体

計画書の水準に達していないと判断し、必要な改善措置を講じるよう通知又は是正指示を行ったにもかかわらず当該業務の水準が改善しないと判断する場合、甲は、第2項の許可を取り消すことができるものとする。

(甲による説明要求及び工事現場立会い)

第18条 甲は、公募対象公園施設の設置工事の状況その他甲が必要とする事項について、必要に応じて、乙に対して説明及び立会いを求めることができる。

2 前項に規定する説明及び立会いの結果、設置工事の状況が公募対象公園施設設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

(中間確認)

第19条 甲は、公募対象公園施設が公募対象公園施設設計図書に従い設置されていることを確認するために、工事期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができる。

2 中間確認の結果、設置工事の状況が公募対象公園施設設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙は、これに従わなければならない。

3 乙は、甲が本条に規定する中間確認を行ったことを理由として、公募対象公園施設の設置工事の全部又は一部に契約不適合又は不備（乙の過失の有無を問わない。）があった場合における責任を、甲に求めることができない。

(乙による竣工検査)

第20条の1 乙は、自らの責任と費用負担において、公募対象公園施設が公募対象公園施設設計図書に従い設置されていることを確認する社内検査及び法令により定められた検査等を含む竣工検査を行うものとする。乙は、竣工検査の日程を、事前に甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定に従い行う竣工検査に立ち会うことができる。

3 乙は、甲に対して竣工検査の結果を速やかに報告するものとする。

(甲による完成確認)

第20条の2 甲は、公募対象公園施設が公募対象公園施設設計図書に従い設置されていることを確認するために、乙による竣工検査完了後、必要な事項に関する完成確認を実施することができる。

2 完成確認の結果、設置工事の状況が公募対象公園施設設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙は、これに従わなければならない。

- 3 乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。なお、乙は、当該是正から発生する増加費用及び損害を負担するものとする。
- 4 乙は、甲が本条に規定する完成確認を行ったことを理由として、公募対象公園施設の設置工事の全部又は一部に契約不適合又は不備（乙の過失の有無を問わない。）があった場合における責任を、甲に求めることができない。
- 5 公募対象公園施設の供用開始後に公募対象公園施設の設置状況が公募対象公園施設設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、第2項及び第3項の規定を準用する。

（設置工事の一時中止）

- 第21条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、公募対象公園施設の設置工事の全部又は一部の工事を一時中止させることができる。
- 2 甲は、前項に従い公募対象公園施設の設置工事の全部又は一部の工事を中止させた場合、乙と協議の上、必要があると認めるときは工事期間を変更させることができる。

（設置工事の一時中止による費用等の負担）

- 第22条 甲は、前条による設置工事の一時中止が、乙の責めに帰すべき事由又は法令の変更及び不可抗力に基づく場合を除き、公募対象公園施設の設置工事の続行に備え、工事現場を維持するための費用、労働者や建設機械器具等を保持するための費用、又は公募対象公園施設等の設置工事の一時中止やその続行に起因して合理的な範囲の増加費用が必要となり、若しくは乙が損害を被ったときは、乙との間で必要な措置を行うため協議するものとする。
- 2 前項の場合を除き、法令の変更又は不可抗力により、公募対象公園施設の供用開始日を変更し、又はかかる工事の一時中止が必要となる場合、合理的な範囲の増加費用及び損害は、第13章、第14章に従いその負担を定める。

（設置工事中における第三者の使用）

- 第23条 乙は、公募対象公園施設の設置工事に当たって第三者を使用する場合、事前に書面により甲に届け出なければならない。
- 2 前項の規定に基づく第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、公募対象公園施設の設置工事に関して乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、乙の責めに帰すべき事由とみなす。

（設置工事中に第三者に与えた損害）

- 第24条 乙が公募対象公園施設の設置工事に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対して係る損害を賠償する責務を負うものとする。

る。この場合において、乙は損害内容等を記した書面を作成し、甲に報告しなければならない。

(公募対象公園施設の管理運営)

第 25 条 乙は、公募対象公園施設の供用開始日の 1 か月前までに、都市公園法第 5 条第 1 項に基づく設置管理許可の申請書を甲に提出し、甲の許可を受けなければならない。

2 前項の許可申請書には、次の事項を記載した公募対象公園施設管理運営計画書を添付しなければならない。

(1) 公募対象公園施設管理運営計画書に記載する事項

(a) 運営計画

- ① 運営方針
- ② 運営形態
- ③ 安全対策
- ④ 環境対策（騒音・振動対策など）

(b) 年間維持管理計画

- ① 維持管理方針
- ② 樹木、草花等植物育成管理（ある場合のみ）
- ③ 清掃、刈草など美観の保持
- ④ 建築物、設備等保守、消防点検等
- ⑤ 巡視、点検
- ⑥ 警備、巡回（不法・迷惑行為・苦情要望への対応等）

(c) イベント計画

- ① イベント企画・運営方針
- ② 運営形態・体制
- ③ 実施工程及び実施プログラム
- ④ 安全対策
- ⑤ 環境対策（騒音・振動対策など）

(d) 広報・宣伝計画

- ① 広報・宣伝活動方針
- ② 広報宣伝活動形態・体制

(e) 緊急時の体制及び対応

(f) 職員配置計画

(g) 収支計画

(h) その他、良好な管理運営に関すること

3 乙は、当該許可期間の満了時に、許可期間における次の事項を記載した実施状況を報告しなければならない。

- ① 前項の(a)～(h)に関する実施状況
 - ② 施設関連内訳の実施状況
 - ③ 資金調達計画の実施状況
 - ④ 事業計画の実施状況
- 4 甲は、公募対象公園施設の設置管理許可申請書及び公募対象公園施設管理運営計画書を審査し、公募対象公園施設が都市公園法第5条第2項の要件を充足し、当該許可申請書に記載された事項が都市公園法第5条第1項及び公園条例第12条第2号に定める記載事項に合致し、かつ公募対象公園施設管理運営計画書の内容が公募要綱等、提案書類及び事業全体計画書の内容に合致する場合、条件を付し、許可を与える。

(公園施設設置等使用料等)

- 第26条 乙は、公募対象公園施設の対象面積に応じ、公園施設設置等使用料を、公募対象公園施設の供用開始日より甲へ支払うものとする。
- 2 公園施設設置等使用料の対象範囲の特定に係る判断は、甲が行う。
 - 3 公園施設設置等使用料は、1㎡あたり月●円とする。乙は甲の指定する方法により、当該公園施設設置等使用料を甲に支払わなければならない。
 - 4 甲は、公園施設設置等使用料の最低額について、甲と乙の協議の上、設置管理許可の更新時に見直すことができるものとする。
 - 5 公園条例の改正等により、甲は、本条第3項の公園施設設置等使用料の単価を改定することができる。但し、当該改定の際には、甲は乙の意見を聞く機会を設けるものとする。
 - 6 前2項により公園施設設置等使用料の単価を改定する場合、甲は乙に対して書面により通知する。
 - 7 乙による公園施設設置等使用料の支払いに遅延があった場合、甲はこれを甲乙間の信頼関係が失われた事由とすることができる。

(許可の更新)

- 第27条 第25条第4項の許可の効力は、当該許可を取得した日から10年以内とし、第77条に規定する認定の有効期間に限り（原状回復等の作業の期間を含まず）、原則として更新許可を与えることとする。
- 2 乙は、設置管理許可の更新を希望するときは、許可期間の満了の1年前までに、書面により甲に対し更新の意向を表明することとする。甲は、第74条第2項に定める事業評価により、本事業が本事業実施協定の趣旨に合致していると判断した場合は、これを認めることができる。この場合、乙は、当該許可期間の満了の6か月前までに、都市公園法第5条第1項に基づき再度甲に対し許可申請を行い、設置管理許可を受けることができる。
 - 3 甲は、乙による本事業実施協定の違反がある場合及び第74条第2項に定める事業評価により支障があると判断した場合又はその他合理的な理由がある場合は、設置管理許可

を更新しないことができる。この場合、乙は甲に損害賠償や補償等一切の請求をすることができない。

(許可の取り消し)

第 28 条 甲において公募対象公園施設の管理運営業務の水準が公募要綱等、提案書類又は事業全体計画書の水準に達していないと判断し、乙に対して必要な改善措置を講じるよう通知又は是正指示を行ったにもかかわらず本業務の水準が改善しないと判断する場合、甲は、第 25 条第 4 項の許可を取り消すことができるものとする。

(変更許可申請)

第 29 条 乙は、第 25 条第 4 項の設置管理許可に係る申請書に定める内容に変更が生じた場合、甲に対し、公園条例第 12 条第 3 号に定める記載事項を記載した申請書をもって再度申請し、甲の変更許可を受けなければならない。

(許可の廃止)

第 30 条 乙が、第 25 条第 4 項に基づく設置管理許可を廃止しようとするときは、甲と協議のうえ、甲の許可を受けなければならない。

(行為の制限)

第 31 条 乙の公募対象公園施設における業務内容は、下記の条件に適合しなければならない。これら条件に適合しない場合、甲は、公募対象公園施設における乙の業務内容の修正又は中止を求めることができる。

- (1) 都市公園法、公園条例、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 都市公園の設置目的に照らして妥当であると認められること。
- (3) 公園の利用者に著しく支障とならないこと。
- (4) 政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象となることが予想される普及・宣伝活動等でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。その後の改正を含む。）第 2 条に定義される営業のいずれにも該当しないこと。
- (6) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等でないこと。
- (7) 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為とならないこと。
- (8) 事故の発生を未然に防止するための安全対策がとられているものであること。
- (9) 自己又はその役員若しくは従業員が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。その後の改正を含む。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号若しくは福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。その後の改正を含み、以下「福岡市暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴

力団員」という。)に該当しないこと、暴対法第2条第2号若しくは福岡市暴排条例第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないこと、及び暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有しないこと。

(10) その他、公園利用との関連性が低く、甲が必要とみなすことができないと判断する行為や、公園管理上支障となる行為とならないこと。

(運営における第三者使用)

第32条 乙は、乙が所有する公募対象公園施設を、他の事業者(以下「賃借人」という。)が使用する場合は、借地借家法第38条に基づく定期建物賃貸借契約に基づき使用させるものとし、当該賃貸借契約の内容について事前に甲の承諾を取得した上、次の各号に掲げる措置をとらせるものとする。なお、乙は、賃借人を決定する場合又は賃借人を変更する場合は、速やかに甲と事前協議の上で決定又は変更し、甲に対してその結果を報告するものとする。

(1) 賃借人に本事業実施協定の規定、設置管理許可の条件その他関係法令を遵守させること。

(2) 甲が本事業に関する許認可等を取り消した場合、又は国、地方公共団体又は公共的団体によって公募対象公園施設を公用又は公共の用に供する正当かつ重大な事由が生じた場合には、当該賃貸借契約の期間内であっても、速やかに賃借人との当該賃貸借契約を解除すること。

(3) 賃借人が転貸を行うことを禁止すること、及び賃借人が、当該賃貸借契約によって生ずる権利義務又は契約上の地位を第三者へ譲渡又は担保に供することを禁止すること。

(4) 乙と賃借人との間で発生した紛争については、乙の責任及び費用負担において一切を処理すること。

2 乙は、賃借人が第31条第9号に抵触することを知った場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。

(財産権)

第33条 本事業において、乙が設置する公募対象公園施設の所有権その他の財産権は、乙に帰属する。

(改善命令)

第34条 甲は乙に対し、必要に応じ、公募対象公園施設について調査し、第25条第2項に規定する公募対象公園施設管理運営計画書に基づく管理運営が適切に行われていないと認めた場合、当該事項について改善を命ずることができるものとする。

2 乙は、前項に基づいて必要な改善措置を講じるよう通知又は是正指示を行ったにもか

かわらず本業務の水準が改善しないと判断する場合、甲は、第 25 条第 4 項の許可を取り消すことができるものとする。

第 3 章 特定公園施設整備・譲渡業務

(設計業務)

第 35 条 乙は、本事業協定締結日以降、速やかに特定公園施設の整備にかかる実施設計業務に着手し、自らの責任と費用負担において当該業務を実施しなければならない。

2 乙は、公募要綱等、提案書類及び事業全体計画書に基づき、関係法令を遵守し、前項に定める業務を行わなければならない。また、業務完了後、設計図書を甲に提出の上、承諾を受けなければならない。なお、甲の承諾を得たものを特定公園施設設計図書という。

3 乙は、甲へ第 1 項に定める設計業務の進捗状況や内容について随時報告し、必要な協議を行わなければならない。

4 乙は、第 1 項に定める設計業務の内容を変更する場合、変更後の内容を記載した書類を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。なお、乙は、設計上の誤り及び乙の都合による設計変更等から発生する増加費用等の一切の責任を負担する。

(工事責任者の配置)

第 36 条 乙は、特定公園施設の工事着手前に、工事責任者（建設業法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者又は同条第 2 項に規定する監理技術者の資格を有する者をいう。）を配置し、甲に報告しなければならない。工事責任者は、特定公園施設の整備工事にあたり、全ての工事現場の運営・監理を行い、乙は、工事責任者をして、甲に対し、工事現場にかかる必要な報告を行うほか、工事現場にかかる甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行させなければならない。

(整備工事)

第 37 条 乙は、特定公園施設工事の着手日の 2 週間前までに、都市公園法第 6 条に基づく特定公園施設の整備工事に係る占用許可の申請書を公園条例第 16 条に定める事項を記載のうえ、当該工事の着手日、当該工事の完了日、特定公園施設の供用開始日を定めた工事工程表を添え、甲に提出し、甲の許可を得なければならない。

2 甲は、前項に基づき提出された特定公園施設の整備工事に係る占用許可の申請書を審査し、その内容が公募要綱等、提案書類及び事業全体計画書の内容に合致している場合、これを許可する。なお、公園条例第 18 条に定める占用料は、公園条例第 21 条に基づき全額免除とする。

3 乙は、乙の責めに帰すべき事由により、工事工程の変更を必要とする場合は、事前に理由を付して、書面により甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。

4 特定公園施設の整備工事及び必要な調査や法令に基づき必要な手続は、乙自らの責任

と費用負担において実施する。

- 5 甲において特定公園施設の整備業務の水準が公募要綱等、提案書類又は事業全体計画書の水準に達していないと判断し、必要な改善措置を講じるよう通知又は是正指示を行ったにもかかわらず当該業務の水準が改善しないと判断する場合、甲は、第2項の許可を取り消すことができるものとする。

(甲による説明要求及び工事現場立会い)

第38条 甲は、特定公園施設の整備工事の状況その他甲が必要とする事項について、必要に応じて、乙に対して説明及び立会いを求めることができる。

- 2 前項に規定する説明及び立会いの結果、整備の状況が特定公園施設設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

(中間確認)

第39条 甲は、特定公園施設が特定公園施設設計図書に従い整備されていることを確認するために、工事期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができる。

- 2 中間確認の結果、工事状況が特定公園施設設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙は、これに従わなければならない。
- 3 乙は、甲が本条に規定する中間確認を行ったことを理由として、特定公園施設の整備工事の全部又は一部に契約不適合又は不備（乙の過失の有無を問わない。）があった場合における責任を、甲に求めることができない。

(乙による竣工検査)

第40条 乙は、自らの責任と費用負担において、特定公園施設が特定公園施設設計図書に従い整備されていることを確認する社内検査及び法令により定められた検査等を含む竣工検査を行うものとする。乙は、竣工検査の日程を、事前に甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定に従い行う竣工検査に立ち会うことができる。
- 3 乙は、甲に対して竣工検査の結果を速やかに報告するものとする。
- 4 竣工検査の報告後、特定公園施設の整備状況が特定公園施設設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。なお、乙は、当該是正から発生する増加費用及び損害を負担するものとする。

(甲による完成検査)

第41条 甲は、特定公園施設が特定公園施設設計図書に従い整備されていることを確認す

- るために、乙による竣工検査完了後、特定公園施設の完成検査を実施するものとする。
- 2 完成検査の結果、特定公園施設の整備状況が特定公園施設設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙は、これに従うものとする。
 - 3 乙は、前項の是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。なお、乙は、当該是正から発生する増加費用及び損害を負担するものとする。
 - 4 乙は、甲が本条に規定する完成検査を行ったことを理由として、特定公園施設の整備工事の全部又は一部に契約不適合又は不備（乙の過失の有無を問わない。）があった場合における責任を、甲に求めることができない。
 - 5 特定公園施設の供用開始後に特定公園施設の整備状況が特定公園施設設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、第2項及び第3項の規定を準用する。

（完成検査確認通知書の交付）

第42条 甲は、前条による完成検査の結果、特定公園施設の整備工事の状況が特定公園施設設計図書の内容に適合する場合には、完成検査確認通知書により乙にこれを通知しなければならない。

（整備工事の一時中止）

- 第43条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、特定公園施設の整備工事の全部又は一部の工事を一時中止させることができる。
- 2 甲は、前項に従い特定公園施設の整備工事の全部又は一部の工事を中止させた場合、乙と協議の上、必要があると認めるときは工事期間を変更させることができる。

（整備工事の一時中止による費用等の負担）

- 第44条 甲は、前条による整備工事の一時中止が、乙の責めに帰すべき事由又は法令の変更及び不可抗力に基づく場合を除き、特定公園施設の整備工事の続行に備え、工事現場を維持するための費用、労働者や建設機械器具等を保持するための費用、又は特定公園施設等の整備工事の一時中止やその続行に起因して合理的な範囲の増加費用が必要となり、若しくは乙が損害を被ったときは、乙との間で必要な措置を行うため協議するものとする。
- 2 前項の場合を除き、法令の変更又は不可抗力により、特定公園施設の供用開始日を変更し、又はかかる工事の一時中止が必要となる場合、合理的な範囲の増加費用及び損害は、第13章、第14章に従いその負担を定める。

（整備工事中における第三者の使用）

第45条 乙は、特定公園施設の整備工事に当たって第三者を使用する場合、事前に書面に

より甲に届け出なければならない。

- 2 前項の規定に基づく第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、特定公園施設の整備工事に関して乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、乙の責めに帰すべき事由とみなす。

(整備工事中に第三者に与えた損害)

第 46 条 乙が特定公園施設の整備工事に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対して係る損害を賠償する責務を負うものとする。
この場合において、乙は損害内容等を記した書面を作成し、甲に報告しなければならない。

(特定公園施設の譲渡)

第 47 条 乙は、第 41 条に規定する完成検査に基づき、合格した場合には、甲に対して、特定公園施設を無償譲渡するものとする。

- 2 甲と乙は、特定公園施設の譲渡について、別途、特定公園施設整備・譲渡契約を締結するものとする。
- 3 乙の責めに帰すべき事由により、乙が特定公園施設整備・譲渡契約書に定める譲渡期日までに特定公園施設の譲渡を行うことができなかった場合、乙は、その遅延により甲に生じた合理的な範囲の増加費用及び損害を負担するものとする。但し、第 37 条第 3 項に基づき工事工程の変更に関して甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(譲渡遅延による費用負担)

- 第 48 条 甲の責めに帰すべき事由により、特定公園施設の譲渡が特定公園施設譲渡期日より遅延した場合、甲は、当該遅延に起因して乙が負担した合理的な範囲の増加費用又は損害を負担する。但し、甲の責めに帰すべき事由に起因して損害が生じたことにより乙が保険、保証、補償金等を受領した場合には、甲は乙にその内容等について開示を求めることができ、乙は当該保険、保証、補償金等の額を甲が負担すべき額から控除するものとする。
- 2 法令の変更又は不可抗力により、特定公園施設の譲渡が特定公園施設譲渡期日より遅延した場合、当該譲渡遅延に起因して乙に生じた合理的な範囲の増加費用及び損害の負担については、第 13 章又は第 14 章の規定に従う。
 - 3 本条第 1 項及び第 2 項以外の事由により、乙が特定公園施設の譲渡期日までに特定公園施設の譲渡を行うことができなかった場合、乙は、譲渡期日の翌日から実際に特定公園施設が譲渡された日までの期間（両日を含む。）の日数に応じ、特定公園施設の整備に要する費用につき、年 2.5%（但し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）に規定する遅延損害金の割合が変更された場合には、これに準じて変更される。）の割合で計算した遅延損害金を甲に支払う。この場合において、第 47 条第 3 項

に規定する遅延により甲に生じた合理的な範囲の増加費用及び損害に相当する額が上記遅延損害金の金額を超過する場合は、かかる超過額につき、乙は遅延損害金に加えて甲に対して支払うものとする。

(契約不適合責任)

第 49 条 甲は、特定公園施設が公募要綱等、提案書類又は事業全体計画書の水準に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対して相当の期間を定めてその補修による履行の追完を請求し、又は履行の追完に代えて、若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による履行の追完又は損害賠償の請求は、特定公園施設に係る譲渡を受けた日から 2 年以内に行わなければならない。但し、乙が当該契約不適合を知っていたとき、又は、当該契約不適合若しくは損害が、乙の故意若しくは重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は特定公園施設等に係る譲渡を受けた日から 10 年以内とする。

3 甲は、前項に規定する契約不適合に係る請求が可能な期間（以下この項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から 1 年以内に本条第 1 項に規定する請求をしたときには、契約不適合責任期間の内に当該請求したものとみなす。

※以下 50 条～56 条は、特定公園施設を譲渡しない場合のみ適用

(任意特定公園施設の設置管理許可)

第 50 条 乙は、任意特定公園施設の供用開始日の 1 か月前までに、都市公園法第 5 条第 1 項に基づく設置管理許可の申請書を甲に提出し、甲の許可を受けなければならない。

2 甲は、任意特定公園施設の設置管理許可申請書を審査し、任意特定公園施設が都市公園法第 5 条第 2 項の要件を充足し、当該許可申請書に記載された事項が都市公園法第 5 条第 1 項及び公園条例第 12 条第 2 号に定める記載事項に合致し、当該内容が公募要綱等、提案書類及び事業全体計画書の内容に合致する場合、条件を付し、許可を与える。

3 乙は、公募要綱等、提案書類若しくは事業全体計画書の水準、公園緑地維持管理業務仕様書若しくは関連法令を満たす水準をもって、任意特定公園施設の管理運営を行うものとする。

(公園施設設置等使用料)

第 51 条 任意特定公園施設に係る公園施設設置等使用料は、甲において決定の上、前条の許可の際に乙に対して通知する。

(許可の更新)

第 52 条 第 50 条第 2 項の許可の効力は、都市公園法第 5 条第 3 項の定めに従うものとする。

2 乙は、設置管理許可の更新を希望するときは、許可期間の満了の 1 年前までに、書面により甲に対し更新の意向を表明することとする。また、乙は、当該許可期間の満了の 6 か月前までに、都市公園法第 5 条第 1 項に基づき再度甲に対し許可申請を行うこととする。

3 甲は、乙による本事業実施協定の違反がある場合又はその他合理的な理由がある場合は、設置管理許可を更新しない。理由の如何を問わず、甲が設置管理許可を更新しなかった場合であっても、乙は甲に損害賠償や補償等一切の請求をすることができない。

(許可の取り消し)

第 53 条 甲において、任意特定公園施設の管理運営業務の水準が公募要綱等、提案書類若しくは事業全体計画書の水準、公園緑地維持管理業務仕様書若しくは関連法令に達していないと判断し、乙に対して必要な改善措置を講じるよう通知又は是正指示を行ったにもかかわらず本業務の水準が改善しないと判断する場合、甲は、第 50 条第 2 項の許可を取り消すことができるものとする。

(変更許可申請)

第 54 条 乙は、第 50 条第 2 項の設置管理許可に係る申請書に定める内容に変更が生じた場合、甲に対し、公園条例第 12 条第 3 号に定める記載事項を記載した申請書をもって再度申請し、甲の変更許可を受けなければならない。

(許可の廃止)

第 55 条 乙が、第 50 条第 2 項に基づく設置管理許可を廃止しようとするときは、甲と協議のうえ、甲の許可を受けなければならない。

(財産権)

第 56 条 本事業において、乙が任意特定公園施設に設置した【提案した公園施設等を記載】の財産権は、乙に帰属する。

第 4 章 利便増進施設設置及び管理運営業務

(工事責任者の配置)

第 57 条 乙は、利便増進施設の設置工事の着手前に、工事責任者（建設業法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者又は同条第 2 項に規定する監理技術者の資格を有する者をいう。）を配置し、甲に報告しなければならない。工事責任者は、利便増進施設の設置工事にあたり、全ての工事現場の運営・監理を行い、乙は、工事責任者をして、甲に対し、工事現場にかかる必要な報告を行わせるほか、工事現場にかかる甲の指示等がある場合には、遂行

できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行させなければならない。

(設置工事)

第 58 条 乙は、利便増進施設の設置工事の着手日の 2 週間前までに、都市公園法第 6 条に基づく利便増進施設の設置工事に係る占用許可の申請書を公園条例第 16 条に定める事項を記載のうえ、当該工事の着手日、当該工事の完了日及び利便増進施設の供用開始日を定めた工事工程表を添え、甲に提出し、甲の許可を得なければならない。

2 甲は、前項に基づき提出された利便増進施設の設置工事に係る占用許可の申請書を審査し、その内容が公募要綱等、提案書類及び事業全体計画書の内容に合致している場合、これを許可する。なお、公園条例第 18 条に定める占用料は、公園条例第 21 条に基づき全額免除とする。

3 乙は、やむを得ない事情により、工事工程の変更を必要とする場合は、事前に理由を付して、書面により甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。

4 利便増進施設の設置工事及び必要な調査や法令に基づき必要な手続は、乙自らの責任と費用負担において実施する。

5 甲において利便増進施設の設置業務の水準が公募要綱等、提案書類又は事業全体計画書の水準に達していないと判断し、必要な改善措置を講じるよう通知又は是正指示を行ったにもかかわらず当該業務の水準が改善しないと判断する場合、甲は、第 2 項の許可を取り消すことができるものとする。

(甲による説明要求及び工事現場立会い)

第 59 条 甲は、利便増進施設の設置工事の状況その他甲が必要とする事項について、必要に応じて、乙に対して説明及び立会いを求めることができる。

2 前項に規定する説明及び立会いの結果、設置工事の状況が提案書類及び事業全体計画書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

(中間確認)

第 60 条 甲は、利便増進施設が提案書類及び事業全体計画書に従い設置されていることを確認するために、工事期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができる。

2 中間確認の結果、設置工事の状況が提案書類及び事業全体計画書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙は、これに従わなければならない。

3 乙は、甲が本条に規定する中間確認を行ったことを理由として、利便増進施設の設置工事の全部又は一部に契約不適合又は不備（乙の過失の有無を問わない。）があった場合における責任を、甲に求めることができない。

(乙による竣工検査)

第 61 条の 1 乙は、自らの責任と費用負担において、利便増進施設が提案書類及び事業全体計画書に従い設置されていることを確認する社内検査及び法令により定められた検査等を含む竣工検査を行うものとする。乙は、竣工検査の日程を、事前に甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定に従い行う竣工検査に立ち会うことができる。

3 乙は、甲に対して竣工検査の結果を速やかに報告するものとする。

(甲による完成確認)

第 61 条の 2 甲は、利便増進施設が提案書類及び事業全体計画書に従い設置されていることを確認するために、乙による竣工検査完了後、必要な事項に関する完成確認を実施することができる。

2 完成確認の結果、設置工事の状況が提案書類及び事業全体計画書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙は、これに従わなければならない。

3 乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。なお、乙は、当該是正から発生する増加費用及び損害を負担するものとする。

4 乙は、甲が本条に規定する完成確認を行ったことを理由として、利便増進施設の設置工事の全部又は一部に契約不適合又は不備（乙の過失の有無を問わない。）があった場合における責任を、甲に求めることができない。

5 利便増進施設の供用開始後に利便増進施設の設置状況が提案書類及び事業全体計画書の内容を逸脱していることが判明した場合、本条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(設置工事の一時中止)

第 62 条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、利便増進施設の設置工事の全部又は一部の工事を一時中止させることができる。

2 甲は、前項に従い利便増進施設の設置工事の全部又は一部の工事を中止させた場合、乙と協議の上、必要があると認めるときは工事期間を変更させることができる。

(設置工事の一時中止による費用等の負担)

第 63 条 甲は、前条による設置工事の一時中止が、乙の責めに帰すべき事由又は法令の変更及び不可抗力に基づく場合を除き、利便増進施設の設置工事の続行に備え、工事現場を維持するための費用、労働者や建設機械器具等を保持するための費用、又は利便増進施設等の設置工事の一時中止やその続行に起因して合理的な増加費用が必要となり、若しくは乙が損害を被ったときは、乙との間で必要な措置を行うため協議するものとする。

- 2 前項の場合を除き、法令の変更又は不可抗力により、利便増進施設の供用開始日を変更し、又はかかる工事の一時中止が必要となる場合、合理的な範囲の増加費用及び損害は、第 13 章、第 14 章に従いその負担を定める。

(設置工事中に第三者に与えた損害)

第 64 条 乙が利便増進施設の設置工事に關し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対して係る損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、乙は損害内容等を記した書面を作成し、甲に報告しなければならない。

(占有許可使用料等)

第 65 条 乙は、利便増進施設の対象面積に応じ、占有許可使用料を、利便増進施設の供用開始日より甲へ支払うものとする。

- 2 占有許可使用料の対象範囲については、甲が定めるものとする。
- 3 占有許可使用料は、1 m²あたり月 500 円とする。乙は甲の指定する方法により、当該使用料を甲に支払わなければならない。
- 4 公園条例の改正等により、甲は、前項の占有許可使用料の単価を改定することができる。但し、当該改定の際には、甲は乙の意見を聞く機会を設けるものとする。
- 5 前項により占有許可使用料の単価を改定する場合、甲は乙に対して書面により通知する。
- 6 乙による占有許可使用料の支払いに遅延があった場合、甲はこれを甲乙間の信頼関係が失われた事由とすることができる。

第 5 章 その他公園施設整備業務

(設計業務)

第 66 条 乙は構成企業をして、本事業実施協定締結日以降、その他公園施設実施設計業務委託契約を締結させ、その後速やかにその他公園施設の実施設計業務に着手させなければならない。

- 2 乙は構成企業をして、公募要綱等、提案書類及び事業全体計画書に基づき、関係法令を遵守し、業務を行わせなければならない。また、業務完了後、設計図書を甲に提出の上、委託業務の完成検査を受けさせなければならない。なお、甲の完成検査を受けた成果物をその他公園施設設計図書という。
- 3 乙は構成企業をして、甲へ第 1 項に定める設計業務の進捗状況や内容について随時報告させ、必要な協議を行わせなければならない。
- 4 乙は構成企業をして、第 1 項に定める設計業務の内容を変更する場合、変更後の内容を記載した書類を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。なお、乙は、設計上の誤り

及び乙の都合による設計変更等から発生する増加費用等の一切の責任を負担する。

(整備工事)

第 67 条 乙は構成企業をして、本事業実施協定締結日以降、その他公園施設整備工事請負契約を締結し、その後速やかにその他公園施設の工事に着手させなければならない。

第 6 章 管理運営業務

(公園施設の管理運営業務)

第 68 条 乙は公園施設（公募対象公園施設、財産権が乙に帰属する特定公園施設及び利便増進施設を除く）について、甲と管理協定を締結し、公園緑地維持管理業務仕様書及び関連法令に基づき、維持管理を行うものとする。

第 7 章 保証金等

(保証金等)

第 69 条 乙は、本業務に係る使用料及びその他本業務から生じるすべての債務の担保として、次項に定める保証金等を第 88 条に定める原状回復完了時まで無利息で甲に納付又は提供しなければならない。

2 前項に定める保証金等の納付又は提供は、次の各号に定めるいずれかの方法によるものとする。

(1) 保証金の納付

(2) 国債又は地方債の提供（電子債権を除く。）

(3) 甲が認める金融機関の保証（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号。その後の改正を含む。）第 3 条に規定する金融機関による債務不履行時の損害金の支払保証をいう。）の提供

(4) 乙と保険会社との間の甲を被保険者とする履行保証保険契約の締結

3 前項の保証金等の金額は、公募対象公園施設及び財産権が乙に帰属する特定公園施設の撤去・処分費と原状回復に要する費用の相当額とし、事業全体計画書に基づき、甲及び乙の協議により決定するものとする。

4 乙は、前項に基づき決定された保証金等の金額の 1 割以上の金額を本事業協定締結日から 30 日以内に、残額を第 17 条第 1 項で定める公募対象公園施設の設置工事着手日までに甲へ納付又は提供しなければならない。

5 甲は、乙が第 88 条に定める原状回復を完了した後、乙に未払いの債務があればその弁済に保証金等を充当し、残額を乙に返還する。

6 保証金等を前項の未払債務に充当してもなお不足が生じた場合は、乙は、甲の請求により直ちに当該不足額を甲に支払わなければならない。

7 乙は、保証金等をもって、本事業実施協定に基づき発生する乙の甲に対する債務の弁済に充当することを請求できない。

第8章 事業実施にあたっての負担区分等

(リスク分担)

第70条 事業期間中の甲及び乙のリスク分担は、本事業実施協定に別途定めるほか、別紙1 リスク分担表のとおりとする。なお、本事業実施協定のその他の規定及び別紙1 リスク分担表に定めるもの以外のリスクの分担に係る事項については甲及び乙の協議により決定する。

- 2 乙は、社会情勢、経済情勢又はその他の事由により合理的に認められる場合を除き、甲に対し営業補償、休業補償等を請求することができない。

(保険)

第71条 乙は、本事業の事業期間中、自らの責任と費用負担により、別紙2の要件を満たす保険契約を締結する。乙は、当該保険契約の締結後速やかに、当該保険の証券又はこれに代わるものとして甲が認めたものを甲に提示の上、写しを提出しなければならない。

(損害賠償)

第72条 甲が第79条第1項により本事業実施協定を解除した場合、その他乙の責めに帰すべき事由により甲に損害が生じた場合、乙は当該損害を賠償しなければならない。

- 2 甲は、公募要綱等における指示又は条件に関する誤記、遺漏又は変更により甲又は乙に生じた損害又は費用を負担する。
- 3 乙は、本業務の水準が公募要綱等、提案書類又は事業全体計画書の水準に達していないと甲が判断する場合には、これにより甲に生じた費用及び損害の一切を負担するものとする。

(第三者に与えた損害)

第73条 乙は、本業務の遂行により、第三者と紛争が生じ、又は第三者に損害を与えた場合、乙の責任と費用負担において、その紛争を解決し、又はその損害を賠償しなければならない。但し、甲の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は、甲の責任と費用負担により、その紛争を解決し、又はその損害を賠償しなければならない。

第9章 事業報告及び評価、事業内容の変更、中止等

(事業報告及び評価)

第74条 乙は、第25条第2項に定める公募対象公園施設管理運営計画書を会計年度ごとに作成し、前年度の2月末日(但し、初年度は公募対象公園施設の供用開始予定日の1か月前)までに甲へ提出しなければならない。

- 2 乙は、公募対象公園施設の管理運営の状況を記載した事業報告書(以下「事業報告書」という。)を会計年度ごとに作成し、毎会計年度終了後30日以内に甲へ提出し、事業評価を

受けなければならない。事業報告書に記載する事項については、甲及び乙が協議の上決定する。

- 3 乙は、前項に定める事業報告書とともに、乙の最新の財務諸表等（甲が指定する乙の経営状況を示す資料を含む。以下「財務諸表等」という。）を甲へ提出しなければならない。
- 4 甲は、事業報告書及び財務諸表等を基に、次の各号に掲げる事項につき、事業評価を実施する。
 - (1) 公募対象公園施設の利用者に対するサービスの向上策
 - (2) 公募対象公園施設の利用者の適正利用に向けた取り組み
 - (3) 公募対象公園施設の適切・効率的な維持管理
 - (4) 公募対象公園施設の特色を活かす事業展開
 - (5) 公募対象公園施設の運営体制と人材の確保
 - (6) 公募対象公園施設の管理運営に要する経費
 - (7) 乙若しくは【事業連合体名】の財務的基盤 ※事業者の実施体制を踏まえて修正
 - (8) 本事業による社会的貢献とコンプライアンス
 - (9) その他実施計画書に記載されている事項

(本業務の内容変更、一時中止等)

第 75 条 社会情勢、経済情勢又はその他の事由により、本業務の実施内容又は実施体制を変更する必要が合理的に認められる場合、乙は相当の期間を設けて甲と協議を行った上で、事前に書面により甲に通知し、甲の承諾を得て、本業務の内容を変更又は一時中止することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、本業務の内容又は本事業に係る日程を変更する必要が合理的に認められる場合、乙と協議の上、本業務の内容を変更又は一時中止することができる。
- 3 甲は、乙が本事業実施協定、許認可等の条件又はその他関係法令に違反した場合など、本業務の内容変更又は一時中止の必要があると合理的に認められる場合、本業務の内容の変更又は一時中止を指示することができ、乙はかかる指示に従わなければならないものとする。

(暴力団員等による不当要求を受けた場合の報告等)

第 76 条 乙は、本事業の実施にあたり、暴力団又は暴力団員から妨害又は不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

- 2 乙は、下請人等が暴力団又は暴力団員から本業務の妨害及び不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、下請人等に対し警察への届出を行うよう指導しなければならない。
- 3 乙は、前 2 項の規定により報告を受けた甲の調査及び届出を受けた警察の捜査に協力

しなければならない。

第10章 事業期間及び事業実施協定の解除等

(事業期間)

第77条 本事業実施協定の有効期間（以下「事業期間」という。）は、本事業実施協定の締結日から、第69条第5項に基づく甲の乙に対する保証金の返還又は第69条第6項に基づく乙の甲に対する不足額に係る支払による甲乙間の清算が完了したときまでとする。但し、本事業実施協定の定めるところに従って本事業実施協定が解除されたときは、事業期間は、その時点において終了する。

(認定公募設置等計画の有効期間)

第78条 認定公募設置等計画の有効期間は、公募対象公園施設の供用開始日から●年間[提案期間を踏まえ記載]とする。

(甲による事業実施協定の解除)

第79条 甲は、第77条の事業期間にかかわらず、乙が取得した設置管理許可を取り消し、若しくは更新しない場合、又は次の各号に掲げるいずれかの事由が発生した場合には、本事業実施協定を解除することができる。

- (1) 乙が、本事業実施協定、設置管理許可、工事に係る占用許可若しくはその他関係法令に違反する行為を行った場合
- (2) 乙が、本事業実施協定の趣旨に反するなど、本業務の目的から逸脱し、甲からの必要な改善措置を講じるよう通知又は是正指示が発せられても改善が認められない場合
- (3) 乙による本業務の実施が、乙の都合により、本事業実施協定に基づき定める日程から著しく遅延する等、円滑な本業務の実施が困難と判断される場合
- (4) 第74条第4項による事業評価において、本事業の実施が困難と判断される場合
- (5) 甲乙間の信頼関係が失われた場合など、本業務を継続しがたい重大な事由が生じた場合
- (6) 乙が、支払停止又は支払不能となり、又は破産法に基づく破産手続、民事再生法に基づく再生手続、会社更生法に基づく更生手続、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく特定調停手続、会社法に基づく特別清算その他の倒産手続若しくはこれらに相当する法的手続又は私的整理手続の申立てを受け、又はこれらの申立てをした場合
- (7) 乙が、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (8) 乙が、監督官庁により事業に係る許認可等の取消若しくは停止等の処分を受け、又

は自ら事業を休止若しくは停止した場合

(9) 乙及び構成企業（役員又は従業員を含む。）のいずれかが、暴力団又は暴力団員に該当する場合

(10) 本事業に関する特定公園施設整備・譲渡契約、その他公園施設実施設計業務委託契約、その他公園施設工事請負契約、管理協定のいずれかが乙の責めに帰すべき事由により解除又は乙の責めに帰すべき事由により締結することができない場合

(11) 乙が、本業務の遂行を怠り、本業務の目的が達せられないと認められる場合

(12) 前各号に定めるほか、甲が本業務を中止すべきと合理的に判断した場合

2 乙は、前項の規定により本事業実施協定を解除された場合、甲に対し、甲に納付した使用料の返還、損失補償、損害賠償その他一切の金銭の支払を求めることはできない。

(違約金)

第 80 条 乙及び構成企業のいずれかが前条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、甲が本事業に関する特定公園施設整備・譲渡契約、その他公園施設実施設計業務委託契約、その他公園施設工事請負契約、管理協定を締結するか否かにかかわらず、乙は連帯して、●円【公募対象公園施設の公園施設設置等の使用料に係る提案価格（提案期間の合計）の 100 分の 10 にかかる金額】の違約金を甲に支払う。

2 前項の規定は、甲に実際に生じた損害額が違約金額を超える場合において、その超過分につき、乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

(乙による事業実施協定の解除)

第 81 条 乙は、甲が甲の責めに帰すべき事由により、本事業実施協定又は本事業実施協定に基づく重要な合意事項のいずれかに違反し、その違反により本事業実施協定の目的を達することができないと認められるとき、催告を行った上で、当該事由が解消されないときには、本事業実施協定を解除することができる。

(合意による事業実施協定の解除)

第 82 条 乙は、経営状況の悪化など乙の責めに帰すべき事由により、本業務の継続が困難と判断される場合、本事業実施協定を解除しようとする日の 6 か月前までに、甲に対して書面により本事業実施協定の解除に係る意思の通知を行うことができ、甲乙協議の上、甲が同意した場合に限り、本事業実施協定を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により本事業実施協定を解除した場合、既に納付した本事業に係る使用料の返還を求めないものとする。

3 本事業実施協定締結後、法令変更又は天災地変などの不可抗力（本事業に係る施設が滅失又は毀損し、その効用を維持又は回復するのに過分の費用を要する場合を含む。）により、本事業実施協定の履行が不可能となった場合又は本事業の継続に過分の追加費用を

要することとなった場合、甲及び乙は、相手方と協議の上、甲乙間の合意により本事業実施協定を解除することができる。

(事業実施協定の解除等の公表)

第 83 条 甲は、第 75 条第 3 項に基づき、本業務の内容の変更又は一時中止を指示した場合、又は、第 79 条第 1 項に基づき本事業実施協定を解除した場合、乙の商号又は名称、所在地、本業務の変更の内容及び理由を公表することができる。

2 前項の場合において、乙及び構成企業のいずれかが第 79 条第 1 項第 9 号に該当するときは、甲は、その具体的内容を公表するものとする。

(認定公募設置等計画の認定取り消し)

第 84 条 甲は、本事業実施協定の定めるところに従って本事業実施協定が解除されたときは、乙に通知して、認定公募設置等計画を取り消すものとする。

(公募対象公園施設の解除に伴う措置)

第 85 条 公募対象公園施設について、第 79 条、第 81 条若しくは第 82 条に基づき本事業実施協定が解除された場合で、公募対象公園施設の出来形部分が存在するときは、甲は速やかに第 17 条に基づく占用許可及び第 25 条第 4 項に基づく設置管理許可の取り消しを行い、乙は速やかに、第 88 条に基づき原状回復するものとする。但し、第 81 条若しくは第 82 条に基づき本事業実施協定が解除された場合の乙の損失に対する補償等については、法令の規定に従うものとする。

2 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に公募対象公園施設の撤去をせず、又は原状回復を行わないときは、甲が乙に代わって公募対象公園施設の撤去又は原状回復を行うことができる。

3 前項の場合において、乙は、甲の撤去又は原状回復について異議を申し出ることとはできず、第 81 条及び第 82 条に基づき本事業実施協定が解除された場合を除き、甲の撤去又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(特定公園施設の解除に伴う措置)

第 86 条 特定公園施設について、第 79 条、第 81 条若しくは第 82 条に基づき本事業実施協定が解除された場合で、特定公園施設の出来形部分が存在するときは、甲は速やかに第 37 条に基づく占用許可及び第 50 条第 2 項に基づく設置管理許可の取り消しを行い、甲が解除時における出来形部分を検査の上、その全部又は一部の譲渡を求めることができる。その場合には、乙は当該部分を甲へ譲渡するとともに、残りの部分については、乙は速やかに、原状回復するものとする。但し、第 81 条若しくは第 82 条に基づき本事業実施協定が解除された場合の乙の損失に対する補償等については、法令の規定に従うものと

する。

- 2 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に特定公園施設の撤去をせず、又は原状回復を行わないときは、甲が乙に代わって特定公園施設の撤去又は原状回復を行うことができる。
- 3 前項の場合において、乙は、甲の撤去又は原状回復について異議を申し出ることとはできず、第 81 条及び第 82 条に基づき本事業実施協定が解除された場合を除き、甲の撤去又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(その他公園施設の解除に伴う措置)

第 87 条 その他公園施設について、第 79 条、第 81 条若しくは第 82 条に基づき本事業実施協定が解除された場合には、その他公園施設工事請負契約に基づき必要な措置を行うものとする。

第 11 章 原状回復の義務

(原状回復の義務)

第 88 条 乙は、本事業に係る事業期間の満了日又は本事業実施協定の解除日から 6 か月以内に、事業対象地及び公募対象公園施設の工事を履行した●●【企業名を記載】をして、公募対象公園施設、財産権が乙に帰属する特定公園施設及び利便増進施設を撤去し、当該施設の設置管理許可区域、占用区域又は事業区域において事業者の責により汚損若しくは破損した部分を原状に回復させた上、甲の立会いのもとで甲に返還しなければならない。但し、本事業に係る事業期間の満了日又は本事業実施協定の解除日から 6 か月以内の甲が指定する期日までに、本事業に係る新たな事業者と乙との間で、乙の所有する施設や権利義務の移転が確実になされることが見込まれ、かつ当該移転について甲が事前に同意した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定による原状回復にかかる費用は、乙が負担する。
- 3 乙が、第 1 項の規定により原状回復をさせる場合、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 乙は、原状回復のための設計業務について、設計業務の進捗状況や内容を報告し、甲の確認を受けること。
 - (2) 原状回復の内容については、前号に定める設計業務の履行の際に甲と乙が協議して決定する。なお、協議が整わない場合、甲が合理的な範囲で原状回復の内容を決定する。
 - (3) 乙は、原状回復の設計業務の完了後、原状回復のための工事の着手時までに、設計内容を記載した書面を甲に提出し、承諾を得ること。
 - (4) 乙は、原状回復の設計業務の完了時に、前号に定める書面の内容が公募要綱等に適合しているか否かについて、甲の承諾を得ること。乙は、甲の承諾後、原状回復のた

めの工事に着手することができる。なお、甲が、当該設計内容が公募要綱等に適合していないと判断した場合は、乙に対し、当該設計内容の修正を求めることができ、乙は、これに応じなければならない。

- 4 乙が第1項の規定による原状回復を行わない場合、甲が代わりにこれを行い、乙に当該原状回復に係る費用を請求することができる。
- 5 前項の規定に基づく甲の原状回復により、乙が損害を受けた場合も、甲は、当該損害の賠償の責を負わないものとする。
- 6 乙は、第1項に定める日までに原状回復を終えて事業対象地を明け渡すことができなかった場合、その日の翌日から実際に公募対象公園施設及び特定公園施設の原状回復が行われ、事業対象地が明け渡された日までの期間（両端日を含む。）の日数に応じ、公園施設設置等の使用料相当額の違約金を甲に支払わなければならない。なお、事業対象地の明け渡しが遅延により、この違約金の額を超える損害が甲に生じた場合、甲は当該超過部分について乙に損害賠償を請求することができる。
- 7 乙は、やむを得ない事情により、第1項に定める期日の変更を必要とする場合は、事前に理由を付して、書面により甲に通知し、甲の承諾を得なければならない。
- 8 乙は、本事業の終了後に新たな事業者に対し、施設の所有権又は権利義務を移転した場合、乙の責任と費用負担において、新たな事業者が本事業に係る業務に着手するまでに、文書等にて誠実に引継ぎを行わなければならない。

第12章 表明保証

（乙による表明保証）

第89条 乙は、甲に対して、本事業実施協定締結日において、次の各号に定める事実が真実に相違ないことを表明し、保証する。乙は、自らが表明保証した事項が、当該表明保証がなされた時点において真実又は正確でなかったことが判明した場合には、直ちに甲に書面により通知するものとし、これにより甲に生じた損害、損失及び費用等を賠償又は補償する。

- （1）乙による本事業実施協定の締結及び履行は、乙の目的の範囲内の行為であり、乙が本事業実施協定を締結し、履行することにつき法令上及び乙の社内規則上要求されている一切の手續を履践していること。
- （2）本事業実施協定の締結及び履行が乙若しくは本業務に適用のある法令若しくは許認可等に違反せず、乙が当事者であり、又は乙若しくはその財産を拘束する契約その他の合意に違反せず、又は乙若しくは本業務に適用される判決、決定若しくは命令に違反しないこと。
- （3）本事業実施協定は、適法、有効であり、かつその締結により拘束力ある乙の債務を構成し、本事業実施協定の規定に従い強制執行可能であること。

第13章 法令変更

(法令変更の通知)

第90条 乙は、本事業実施協定締結日後の法令変更により、本事業実施協定、公募要綱等、提案書類又は事業全体計画書に従って本業務を行うことができないと判断した場合又は本事業実施協定の履行のための費用が増加すると判断した場合、乙は当該判断の理由の詳細を書面により直ちに甲に対して通知しなければならない。乙が当該通知を怠った場合、これにより甲に生じた損害を賠償しなければならない。

2 甲及び乙は、本事業実施協定に基づく義務の履行が適用法令に違反することとなった場合、当該義務の履行が適用法令に違反する限りにおいてその履行義務を免れるものとする。但し、甲及び乙は法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするように努力しなければならない。

(協議及び追加費用の負担)

第91条 甲が乙から、前条第1項の通知を受領した場合、本事業実施協定に別段の定めがある場合を除き、甲及び乙は、当該法令変更に対応するために速やかに本事業実施協定及び公募要綱等の変更及び追加費用の負担について協議しなければならない。

2 前項の協議にかかわらず、法令変更の公布日から120日以内に本事業実施協定及び公募要綱等の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合、甲が当該法令変更に対応する方法を乙に通知し、乙はこれに従い本業務を継続する。

3 法令の変更により生じた合理的な範囲の増加費用又は損害については、当該増加費用又は損害が本事業に直接関係する法令変更又は新たな規制立法の成立に関する場合には甲が負担し、それ以外の法令変更については乙が負担する。但し、法令変更を伴わない本事業に関連する甲の政策変更により乙に生じた合理的な範囲の増加費用又は損害については、甲が負担する。

4 消費税及び地方消費税の税率及び課税対象その他本事業に直接関連する税制上の措置の変更又は新設により生じた合理的な範囲の増加費用又は損害については、甲が負担する。

5 前2項の規定にかかわらず、乙の逸失利益に係る増加費用及び損害については、乙がすべて負担する。

(法令変更による事業実施協定の解除)

第92条 本事業実施協定の締結日後における法令変更により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合又は本事業実施協定の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議の上、本事業実施協定の全部又は一部を解除することができる。

2 本事業実施協定の締結後の法令変更により、本業務のうち公募対象公園施設の設計及び設置工事、管理運営又は公園全体の管理運営の継続が困難となった場合又は当該業務

の履行のために過大な費用を要することとなった場合、乙は、甲と協議の上、第 82 条に基づいて本事業実施協定を解除することができる。

第 14 章 不可抗力

(不可抗力の通知)

第 93 条 乙は、本事業実施協定締結日後に不可抗力により、本事業実施協定、公募要綱等、提案書類又は事業全体計画書で提示された条件に従って本業務を行うことができなくなった場合、又は本事業実施協定の履行のために費用が増加すると判断した場合、その判断の理由の詳細を書面により直ちに甲に対して通知しなければならない。乙が当該通知を怠った場合、これにより甲に生じた損害を賠償しなければならない。

2 甲及び乙は、本事業実施協定に基づく義務の履行が不可抗力により履行不能となった場合、履行期日における当該義務の履行を免れるものとする。但し、甲及び乙は、当該不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(協議及び追加費用の負担)

第 94 条 甲が乙から、前条第 1 項の通知を受領した場合、本事業実施協定に別段の定めがある場合を除き、甲及び乙は、当該不可抗力に対応するために速やかに本事業実施協定及び公募要綱等の変更及び追加費用の負担について協議しなければならない。

2 前項の協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から 60 日以内に本事業実施協定及び公募要綱等の変更並びに追加費用の負担についての合意が成立しない場合、甲が不可抗力に対応する方法を乙に通知し、乙はこれに従い本事業を継続する。なお、この場合の追加費用の負担は、別紙 1 リスク分担表による。

(不可抗力への対応)

第 95 条 不可抗力により本事業実施協定の全部又は一部が履行不能となった場合又は不可抗力により公園施設等への重大な損害が発生した場合、乙は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく対応を行うものとする。

(不可抗力による事業実施協定の解除)

第 96 条 不可抗力により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合又は本事業実施協定の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、甲は乙と協議の上、本事業実施協定の全部又は一部を解除することができる。

2 本事業実施協定の締結後の不可抗力により、乙が本業務のうち公募対象公園施設の設計及び設置工事、管理運営又は公園全体の管理運営又は特定公園施設の整備・譲渡が困難と判断した場合又は当該業務の履行のために過大な費用を要すると合理的に判断した場合、乙は、甲と協議の上、第 82 条に基づいて本事業実施協定を解除することができる。

第15章 補則

(公租公課)

第97条 本事業に関連して生じる公租公課は、乙の負担とする。但し、第91条第4項に基づいて生じた場合は、この限りではない。

(通知義務)

第98条 乙は、次の各号の一に掲げる事由が生じた場合、直ちに書面により甲に通知しなければならない。

- (1) 乙が、本事業の実施に関し、第三者との間で紛争を生じ、又は第三者に損害を与えた場合
- (2) 乙が、本事業の実施に関し、地震、火災、風水害、盗難、その他の事由により、損害を被った場合
- (3) 乙の所有する施設が滅失又は毀損した場合
- (4) 事業対象地内の全部又は一部を第三者が占有した場合

(秘密保持)

第99条 甲及び乙は、本事業実施協定又は本事業に関連して知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持して責任を持って管理し、本事業実施協定に係る義務の履行又は本業務の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる情報は、秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 甲及び乙が本事業実施協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- (5) 開示の後に正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課されることなく取得した情報

3 第1項の定めにかかわらず、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。但し、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士又は国家公務員等の法令上の守秘義務を負う者に開示する場合

- (2) 法令に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 甲と本事業につき守秘義務契約を締結した甲のアドバイザーに開示する場合
- 4 甲は、前各項の定めにかかわらず、本事業実施協定又は本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他甲の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。
- 5 乙は、本事業実施協定又は本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、甲の定める諸規定を遵守するものとする。

(著作権の帰属)

第 100 条 甲が、本業務の公募手続において及び本事業実施協定に基づき、乙に対して提供した情報、書類、図面等（甲が著作権を有しないものを除く。）の著作権は、甲に帰属する。

(成果物の利用等)

第 101 条 甲は、成果物（乙が本事業実施協定、公募要綱等、提案書類又は事業全体計画書に基づいて甲に提出した一切の書類、図面、写真映像等をいう。以下同じ。）について、甲の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本事業実施協定の終了後も存続するものとする。

- 2 成果物、公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設、その他公園施設のうち著作権法（昭和 45 年法律第 48 号。その後の改正を含む。）第 2 条第 1 項第 1 号に定める著作物に該当するものに係る同法第 2 章及び第 3 章に規定する著作権者の権利（次条において「著作権者の権利」という。）の帰属は、同法の定めるところによる。
- 3 乙は、甲が成果物及び公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設、その他公園施設を次の各号に定めるところにより利用することができるようにし、乙又は著作権者（甲を除く。）をして、著作権法第 19 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 25 条、第 26 条第 1 項、第 26 条の 2 第 1 項、第 26 条の 3 に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

(1) 著作権者の名称を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設、その他公園施設の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は甲が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。

(2) 成果物を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(3) 公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設、その他公園施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で甲又は甲が委託する第三者をして成果物について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をし、又はさせること。

(4) 公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設、その他公園施設を写真、模型、

絵画その他の方法により表現すること。

(5) 公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設、その他公園施設を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。

4 乙は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。但し、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(1) 成果物及び公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設、その他公園施設の内容を公表すること。

(2) 本施設に乙又は著作権者の実名又は変名を表示すること。

(3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(著作権の譲渡禁止)

第 102 条 乙は、自ら又は著作者をして、成果物及び関係書類（特定公園施設の設計図書等及び特定公園施設を含む。以下同じ。）にかかる著作権者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならないものとする。但し、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害防止)

第 103 条 乙は、自らが作成する成果物及び関係書類が、乙の知るか又は知り得る限り、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを甲に対して保証する。

2 乙は、自らが作成する成果物及び関係書類が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者が受けた損害を賠償し、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙が当該損害賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(知的財産権)

第 104 条 乙自らが特許権等の知的財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。但し、甲が当該技術等の使用を指定した場合であって乙が当該知的財産権の存在を過失なく知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(特許権等の使用)

第 105 条 乙は、第三者の特許権等の知的財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任（ライセンスの取得、ライセンス料の支払い及びこれらに関して発生する費用の負担を含む。）を負わなければならない。但し、甲が指定した工事材料、施工方法等で、公募要綱等に特許権等の対象であることが明記されておらず、乙が特許権等の対象であることを過失なく知らなかった場合には、甲が責任を負担する。

(協定上の地位の譲渡)

第 106 条 乙は、本事業実施協定に別段の定めのあるほか、甲の事前の承諾なく、本事業実施協定上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは担保提供その他の処分をしてはならない。

(遅延利息)

第 107 条 甲が本事業実施協定に基づき行うべき支払が遅延した場合、乙は、当該遅延した金額につきその期間を経過した日から支払うまでの日数に、支払期日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。その後の改正を含む。以下同じ。）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて算定した額の遅延利息を甲に請求することができる。

2 乙が本事業実施協定に基づく支払が遅延した場合、甲は、当該遅延した金額につきその支払期日の翌日から支払までの日数に、支払期日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて算定した額の遅延利息を乙に請求することができる。

(準拠法及び裁判管轄)

第 108 条 本事業実施協定は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従い解釈され、本事業協定に関する一切の紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は福岡地方裁判所とする。

(協議)

第 109 条 本事業実施協定において両当事者による協議が必要な事由が発生した場合、甲及び乙は、速やかに協議を開催しなければならない。

2 本事業実施協定に定めのない事由又は疑義を生じた事由が発生した場合、必要に応じて甲と乙の間で協議して定める。

(その他)

第 110 条 本事業実施協定に定める請求、通知、報告、申出、承諾、指導、催告及び契約終了告知ないし解除は、相手方に対する書面をもって行わなければならない。なお、甲及び乙は、かかる請求等の宛先を各々相手方に対して別途通知するものとする。

2 本事業実施協定上の義務の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 本事業実施協定に定める金額の支払に用いる通貨は、日本円とする。

4 本事業実施協定上の義務の履行に関して甲乙間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号。その後の改正を含む。）に定めるものとする。

5 本事業実施協定上の期間の定めは、民法（明治 29 年法律第 89 号。その後の改正を含

む。) 及び会社法が規定するところによるものとする。

以上を証するため、本事業実施協定書●通を作成し、甲及び乙はそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和●年 ●月 ●日

(甲) 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎 印

(乙) 代表企業
所在地
商号及び名称
代表者名 印

構成企業
所在地
商号及び名称
代表者名 印

別紙1 リスク分担表

(1) 共通

リスクの内容		負担者	
		甲	乙
① 公募書類リスク	公募要綱等又は要求水準書の誤記、提示漏れにより、甲の要望事項が達成されない等の事象への対応	○	—
② 提案価格リスク	提案価格の費用負担に関するもの	—	○
③ 協定等（本件事業基本協定、事業実施協定、工事請負契約、特定公園施設整備・譲渡契約書、管理協定をいう。本紙において以下同じ。）締結リスク	甲の責めによる協定等締結の遅延・中止	○	—
	乙又は構成企業の責めによる協定等締結の遅延・中止	—	○
	上記以外の理由による協定等締結の遅延・中止	△※1	△※1
④ 政策変更リスク	政策変更による事業への影響（甲の指示による事業の取りやめ、事業範囲の縮小、変更、拡大等）に関するもの	○	—
⑤ 住民対応リスク	本事業の実施自体に対する住民反対運動、訴訟、要望、苦情などへの対応に関するもの	○	—
	上記以外の住民反対運動、訴訟、要望、苦情などへの対応に関するもの	—	○
⑥ 法令変更リスク	本事業に直接関係する法制度等の変更、新たな規制立法の成立に関するもの	○	—
	上記以外の法令の変更、新たな規制立法の成立に関するもの	—	○
⑦ 税制度変更リスク	消費税及び地方消費税の範囲、税率の変更に関するもの	○	—
	本事業に直接的影響を及ぼす税制の新設及び変更に関するもの	○	—
	上記以外の税制度の変更等（例：法人税率の変更）	—	○
⑧ 許認可取得リスク	本業務の実施に関して甲が取得すべき許認可等の取得が遅延又は取得できなかった場合	○	—
	本業務の実施に関して乙が取得すべき許認可等の取得が遅延又は取得できなかった場合	—	○

⑨ 債務不履行リスク	甲の責めに帰すべき事由による債務不履行に関するもの	○	—
	乙の本事業の放棄、破綻に関するもの	—	○
	乙の提供するサービスの品質が要求水準書の示す一定の水準を満たしていないことその他乙の責めに帰すべき事由による債務不履行に関するもの	—	○
⑩ 物価変動リスク	公募対象公園施設の整備・管理運営、特定公園施設の整備に関する物価変動によるコストの変動	—	○
	その他公園施設の整備、管理運営業務に関する物価変動によるコストの変動	△※2	△※2
⑪ 第三者賠償リスク	甲の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害の賠償	○	—
	乙の遂行する業務により第三者に与えた損害の賠償	—	○
⑫ 不可抗力リスク	不可抗力による公募対象公園施設整備・管理運営に関する追加費用	—	○
	不可抗力によるその他公園施設の整備に関する追加費用	○※3	—
	不可抗力による管理運営業務の追加費用	○※4	—
⑬ 用地にかかる契約不適合リスク	事業対象地上の契約不適合に起因する損害、増加費用等の負担	○※5	○※5
⑭ 資金調達リスク	甲が調達する必要な資金の確保に関するもの	○	—
	乙が調達する必要な資金の確保に関するもの	—	○

※1：議会の議決を得られないことにより契約・協定締結が遅延・中止した場合、それまでに掛かった甲、乙の費用はそれぞれの負担とする。

※2：国土交通省による公共工事設計労務単価等に一定程度を超える下降又は上昇が生じた場合は、調整する。詳細な調整方法は、個別協定・個別契約によるものとする。

※3：個別契約の規定によるものとする。

※4：個別協定等の規定によるものとする。

※5：甲が公表している資料より合理的に予測可能なものは乙の負担とし、それ以外の事象によるものは甲の負担とする。

(2) 設置段階

リスクの内容		負担者	
		甲	乙
① 着工遅延リスク	甲の指示又は条件から合理的に予見できない事由により生じた着工の遅延によるもの	○	—
	上記以外の原因による着工の遅延	—	○
② 工事費増大リスク	甲の指示又は条件から合理的に予見できない事由により生じた工事費の増大	○	—
	上記以外の原因による工事費の増大	—	○
③ 工事・供用開始遅延リスク	甲の指示又は条件から合理的に予見できない事由により生じた工事の遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	—
	上記以外の原因による工事の遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	—	○
④ 性能リスク	設置業務の要求水準の不適合に関するもの	—	○
⑤ 公募対象公園施設に係る設置リスク	公募対象公園施設の設置段階におけるすべてのリスク	—	○
⑥ 特定公園施設に係る設置リスク	特定公園施設の設置段階におけるすべてのリスク	—	○

(3) 管理運営段階

リスクの内容		負担者	
		甲	乙
① 施設・設備劣化リスク	乙の本業務の対象範囲内の施設・設備の劣化に対して、乙が適切な維持管理業務（修繕を含む）を実施しなかったことに起因する施設・設備の損傷	—	○
② 施設・設備の契約内容不適合リスク	乙又は構成企業が整備した施設・設備の契約内容不適合が、契約不適合責任期間中に発見された場合	—	○
	乙又は構成企業が整備した施設・設備の契約内容不適合が、契約不適合責任期間経過後に発見された場合	○	
③ 施設利用者数変動リスク	施設利用者数の変動による収入・支出の増減に関するリスク（収益事業を含む）	—	○
④ 特定公園施設、その他公園施設、既存の公園施設等の公園施設を一時的に活用した催し等実施リスク	特定公園施設、その他公園施設、既存の公園施設（管理協定区域）の管理運営やこれらの施設を一時的に活用したソフト事業等の実施に係るすべてのリスク	—	○
⑤ 利用者対応リスク	管理運営業務における利用者からの苦情、利用者間のトラブル等、利用者対応に関するもの	—	○
⑥ 情報流出リスク	乙の責めに帰すべき事由による個人情報の流出	—	○
	甲の責めに帰すべき事由による個人情報の流出	○	—
⑦ 管理運営コスト増大リスク	甲の責めに帰すべき事由による事業内容・用途の変更等に起因する管理運営費の増大リスク	○	—
	乙の責めに帰すべき事由による事業内容・用途の変更等に起因する管理運営費の増大リスク	—	○
⑧ 性能リスク	管理運営業務の要求水準の不適合に関するもの	—	○
⑨ 施設退去・移管手続に係るリスク	管理運営事業の終了にあたり施設から退去により発生する費用に関するもの及び管理運営事業終了後に乙から甲又は新たな事業者へ運営を移管するための費用に関するもの	—	○

⑩ 施設の 性能確保リスク	本事業終了時における特定公園施設の性能確保に関するもの	—	○
	本事業終了時におけるその他公園施設の性能確保に関するもの	○	—
⑪ 公募対象公園施設に係る管理運営リスク	公募対象公園施設の管理運営段階におけるすべてのリスク	—	○
⑫ 特定公園施設のうち設置管理許可を受けた施設に係る管理運営リスク	特定公園施設のうち設置管理許可を受けた施設の管理運営段階におけるすべてのリスク	—	○

別紙2 保険

(※提案内容を踏まえて記載する。)